

自然災害等発生時の対応について

1 自宅待機・臨時休業となる場合

登校時に、内子町または大洲市の広域、もしくは各居住地域において、次のいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。

- ・暴風警報
- ・暴風雪警報
- ・特別警報
- ・レベル3大雨警報かつレベル3土砂災害警報

ただし、上記以外の場合でも、自治体からの指示がある場合は、それを優先する。

正午までに解除された場合は、安全を十分確認した上で登校する。正午の時点で継続している場合は、臨時休業とする。

2 その他の警報・注意報が発表された場合

原則として平常授業を実施する。ただし、各自が状況を判断し、安全な登校が困難である場合は自宅待機とし、学校へ連絡する。登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。なお、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず自宅学習を行うこと。

3 地震・津波等が発生した場合

内子町または大洲市の広域、もしくは各居住地域で震度5弱以上の地震が発生した場合、または自宅や周囲の建造物に倒壊等の危険がある場合は、登校せず、安全を確保する。自治体からの指示がある場合は、それに従うこと。

津波警報または大津波警報が発表されている場合も、登校せず、避難行動を優先する。

登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず自宅学習を行うこと。

4 積雪・路面凍結した場合

登校時に危険が感じられる場合は、危険が解消されるまで自宅待機とする。この場合は、学校へ連絡する。

安全な登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず自宅学習を行うこと。

5 公共交通機関が運休・遅延した場合

通常利用しているJR等の公共交通機関が、災害や事故等により運休または遅延している場合は、他の交通手段を利用するなど、安全に十分注意して登校する。ただし、他の交通手段が利用できない場合や、安全な登校が困難な場合は自宅待機とする。この場合、学校への連絡は不要とする。

正午までに運行が再開された場合は、安全を確認した上で登校する。

6 Jアラート（全国瞬時警報システム）により緊急情報が発信された場合

(1) 登校前（在宅中）

愛媛県が対象地域に指定された場合は、報道等の情報をもとに避難行動をとり、原則として自宅待機とする。

安全が確認されたら登校する。ただし、正午の時点で安全が確認できない場合は、臨時休業とする。

(2) 登校中・下校中

周辺の頑丈な建物の中や物陰に避難し、安全確認の情報があるまで避難行動をとる。JR等の公共交通機関を利用している場合は、係員の指示に従う。

安全が確認されたら登校または下校する。ただし、正午の時点で安全が確認できない場合は、臨時休業とする。

7 上記以外で、安全確保のため待機または避難が必要な場合

登校時に危険が感じられる場合は、危険が解消されるまで自宅等で待機または避難し、安全を確保する。自治体からの指示がある場合は、それに従うこと。

登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず自宅学習を行うこと。

8 非常変災時の出席扱いについて

上記災害等の事情に該当すると認められた場合の遅刻・欠席については、登校の危険性を考慮し、「出席停止」として扱う。

〈注意事項〉

- ・非常変災時における学校への電話による問合せは、学校からの連絡等に支障をきたすため、御遠慮ください。
- ・臨時休業や授業開始等に関する連絡は、マチコミで配信します。